

全国知事会規約の一部を改正する規約

全国知事会規約（昭和二十二年十月一日施行）の一部を次のように改正する。

第二十六条を次のとおり改めるとともに、同条第二項として次のとおり加える。

第二十六条 常任委員会の委員長は、全国知事会会長の推薦に基づき、委員会で選任する。

**2 委員会に副委員長を置く。副委員長は委員長が指名する者が務める。**

第二十九条第二項前段を次のとおり改める。

2 特別委員会の設置期間は原則二年とし、委員長の任期も同じとする。

附則

1 この規約は、平成二十一年七月十五日から施行する。

2 この規約の第二十九条第二項前段の施行に関し、現に設置されている特別委員会にあっては、各特別委員会毎の現行の設置日から適用する。

（改正事由）

各委員会の行動力を高め、本会の戦略的・政策的な対応力を強化するため、所要の規定の整備を行うものである。

（参 考）

第三十条 特別委員会の運営については、第二十六条から第二十八条までの規定を準用する。

## 地方分権推進特別委員会設置要綱

### 1 設置目的

全国知事会に地方分権推進特別委員会（以下「委員会」という。）を設置し、地方分権の推進に関する諸問題につき協議し、適切な対策を強力に推進するものとする。

### 2 組織

- (1) 委員会は、あらかじめ委員会に参加を表明した知事をもって組織する。
- (2) 委員は、全国知事会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- (3) 委員長は、会長の推薦に基づき、委員会で選任する。
- (4) 委員長は、会議を主宰し、委員会を代表する。
- (5) **委員会に副委員長を置く。副委員長は委員長の指名する者が務める。**
- (6) 委員以外の知事は、委員会に出席して意見を述べることができる。
- (7) 委員会に小委員会を置くことができる。
- (8) 委員会に幹事を置く。幹事は委員都道府県の関係部長をもってこれにあてる。

### 3 事務

委員会の事務は、全国知事会事務局において処理する。

### 4 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

### 5 施行

この要綱は、平成十七年六月六日から施行する。

### 6 附則

この要綱は、平成二十一年七月十五日から施行する。